

## ニセコ町中小企業特別融資規則

ニセコ町中小企業特別融資規則（昭和43年ニセコ町規則第10号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、ニセコ町内の法人及び個人事業主（以下「事業者」という。）に対し、事業運営の基礎となる金融の円滑化を図ることで、事業者等の健全な経営の維持及び発展を促進させるとともに、町内事業者の育成により地域経済の向上を図ることを目的とする。

（資金の預託）

第2条 町は、本規則における融資の運用資金として一定の金額を町が指定する金融機関に預託するものとする。

2 前項の金融機関は、北海道信用金庫ニセコ支店（以下「取扱金融機関」という。）とする。

3 町は、本融資事業を進めるにあたり、前項の取扱金融機関と毎年度中小企業特別融資預託金契約を結ばなければならない。なお、本契約を結ぶにあたり、町と取扱金融機関との協議により、毎年度の契約を自動更新することができるものとする。

（融資枠の設定）

第3条 取扱金融機関は、前条の預託金を基礎とし、自己資金をこれに加え常時その倍額以上の融資枠を設定し、迅速適正に融資を行うものとする。

（融資の保証）

第4条 本規則における融資については、北海道信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証付とする。

（協力）

第5条 取扱金融機関及び保証協会は、町と緊密なる連携を保ち中小企業振興対策に協力するものとする。

（融資の区分）

第6条 取扱金融機関は、その他の融資と明確に区分して処理するものとする。

（融資の条件）

第7条 この融資は、事業者の経営健全化及び安定化に資するとともに、地域経済の安定的発展に寄与していることが明らかなものに対して実施するものとする。

（融資の対象者）

第8条 融資の対象者は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する事業者とする。ただし、町内に独立した店舗又は事業所を有し、1年以上町内で事業を営んでいる者に限る。

2 前項の事業者のうち、次の各号に該当するときは対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及び性風俗関連特殊営業に係る接客業務受託営業を行う者
- (2) 政治団体
- (3) 宗教上の組織又はその関連団体
- (4) 町税及びニセコ町に納入する公共料金に滞納がある事業者及びその代表者
- (5) 関係する許認可官庁に対して適正な届出していない事業者又は正当な営業許可等を受けずに営業を続けている事業者
- (6) 金融機関から取引を停止されている者
- (7) 金融機関等から融資を受け、その返済を延滞している者

- (8) 返済能力がないと認められる者
- (9) 保証協会が代位弁済している者及びその保証人となっている者
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員及び構成員を雇用している、又は構成員と関わりがある者を雇用している事業者
- (11) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行っている団体等に所属している者を雇用している、又はその者と関わりがある者を雇用している事業者

(貸付条件)

第9条 資金の貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付金の種類は、運転資金又は設備資金とする。また、その両方の資金を借り受けることができる。
- (2) 貸付金は、1事業者につき運転資金200万円以内又は設備資金200万円以内とする。ただし、運転資金及び設備資金を合わせて貸付けをする場合は、1事業者につき300万円を限度とする。
- (3) 前号の貸付金の融資を実行できる下限額は、10万円以上とする。
- (4) 貸付期間は、運転資金の場合は24か月(2年以内)とし、設備資金の場合は36か月(3年)以内とする。ただし、運転資金は連続しての貸付けを認めないが、例外として、直近の決算における売上額がその前の決算における売上げとの比較において5%以上の減少がある場合はこの限りでない。
- (5) 貸付利率は、年利3パーセント以内とする。
- (6) 融資の対象者が貸付金の返済を遅延し債務を履行しなかった場合は、当該融資の対象者は取扱金融機関が定める損害金を取扱金融機関に支払わなければならない。

2 前項の資金は、次の各号に該当する用途に利用することができない。

- (1) 旧債権の借換えのための資金
- (2) 権利金
- (3) 保証金
- (4) 事業に用に供さない敷金及び礼金
- (5) 事業に用に供さない土地購入資金
- (6) 出資金及びこれに類する資金
- (7) 投機的資金
- (8) 転貸資金
- (9) 生活資金
- (10) 住宅資金
- (11) 遊興費
- (12) 税、共済費、公共料金等
- (13) その他町長が不相当とする資金

(融資手続)

第10条 融資を受けようとする事業者は、ニセコ町商工会が定めた申込書に必要な書類を添付して、ニセコ町商工会に申し込まなければならない。

2 前項の申込書及び添付書類(以下「申込書等」という。)は、ニセコ町商工会で審査した後、町へ回付する。

3 町は、融資を受けようとする事業者に係る第8条第2項第4号に規定する町税及び公共料金

の滞納の状況を証明し、取扱金融機関へ回付する。

4 取扱金融機関は、申込書等により審査を行い、融資を決定する。

5 取扱金融機関は、前項により融資が決定されたときは、町にニセコ町中小企業特別融資決定報告書（様式第1号）を提出しなければならない。

6 第4項の審査の過程によりニセコ町商工会で疑義が生じた場合は、町若しくは取扱金融機関、又はその両方に対して協議を行い、その可否を判断するものとする。

（融資状況の報告）

第11条 取扱金融機関は、毎月10日までに前月末現在の融資及び返還状況その他必要な事項を町長へ報告するものとする。

（助成金の交付）

第12条 町は、本融資において生じた保証料に対し、前条第4項により融資を決定した事業者（以下「債務者」という。）に助成金を交付するものとする。

（助成金の額）

第13条 前条の助成金の額は、債務者が保証協会に支払いした保証料相当額とする。

（助成の対象）

第14条 前条の助成金の対象者は、次の各号に該当しない場合とする。

(1) 第9条第4号に規定する期間内に返済しないとき。

(2) 長期融資において約定期間内に返済しないとき。ただし、約定期間内に一部を返済した額は助成の対象とする。

（助成金の申請）

第15条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、貸付金を全て返済した後、取扱金融機関の返済証明を受けたニセコ町中小企業特別融資における保証料助成交付申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

（助成の決定）

第16条 町長は、前条の申請書を受取り、その内容を審査しなければならない。

2 前項の審査により、助成することが適当と認めるときは、交付決定に係る指令書をもって申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第17条 助成金の交付の決定を受けた者は、ニセコ町中小企業特別融資保証料助成金交付請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（助成金の決定取消し及び返還）

第18条 町長は、助成金を交付した後、申請の偽り、その他不正の手段により申請者が助成金を受けたことが判明した場合は、当該助成金の決定を取消し、当該申請者に助成金の返還を求めることができる。第8条第2項の規定に抵触していた場合も同様とする。

（その他）

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、昭和43年6月1日より施行する。

附 則（令和2年8月7日ニセコ町規則第35号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

2 改正前のニセコ町中小企業特別融資規則に基づき融資を行った貸付金及び助成金については、なお従前の例による。

(令和3年2月26日までの特別措置)

- 3 新型コロナウイルス感染拡大の影響により町内事業者の経営が厳しい状況を鑑み、第9条の規定のほかに、令和2年9月10日から令和3年2月26日までの間のみに貸付けを実施する事業資金枠を設ける。
- 4 貸付金は、1事業者につき500万円以内とする。ただし、既に新型コロナウイルス対策で借り受けている旧債の借換えはできないものとする。
- 5 融資を実行できる下限は、第9条第3号の規定にかかわらず、50万円以上とする。
- 6 附則第2項の事業資金は、新型コロナウイルス対策費用のほか、運転資金及び設備資金として活用できるものとする。ただし、第9条第2項に該当する用途には利用できない。
- 7 貸付期間は、60か月（5年）以内とし、最初の12か月（1年）までは据置期間にすることができる。
- 8 事業資金の利率は取扱金融機関と協議し、内容を決定し、新たな契約を結ぶものとする。
- 9 事業資金で借り受ける者は、保証料及び利子の助成を受けることができる。
- 10 保証料の助成対象期間は、事業資金の返済（措置期間を含む。）が始まる月から起算して3年までとする。
- 11 申請者が当該融資に係る保証料を支払いした後、前項の助成に係る交付手続きを行うものとする。
- 12 保証料の助成に関しては、第14条から第18条までの規定を準用する。なお、第15条に規定する申請書の文言を必要に応じて適宜変更して取扱うことができる。
- 13 利子の助成期間は、事業資金の返済（措置期間を含む。）が始まる月から起算して3年までとし、毎年度3月末までに当該年度で支払った利子に係る助成金の交付手続きを行うものとする。
- 14 利子の助成に関しては、第14条から第18条までの規定を準用することとし、保証料とあるのを利子と読み替えるものとする。第15条及び第17条に定める様式においても同様とする。
- 15 事業資金の貸付、保証料及び利子の助成に関して必要な事項は、町長が別に定める。

様式第1号（第10条関係）

ニセコ町中小企業特別融資決定報告書

年 月 日

ニセコ町長 様

取扱金融機関名

支 店 名

支 店 長 氏 名

印

年 月 日付けで申請のあったニセコ町中小企業特別融資について、次のとおり決定しましたので報告します。

企 業 名	
所 在 地	虻田郡ニセコ町字
代 表 者 名	
使 途	運転資金 ・ 設備資金 ・ その他（ ）
融 資 総 額	円
融 資 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
返 済 予 定 日	年 月 日

様式第2号（第15条関係）

ニセコ町中小企業特別融資における保証料助成交付申請書

ニセコ町中小企業特別融資規則により、助成金の交付を受けたいので、取扱金融機関の返済証明を添えて申請します。

助成金交付申請額 金 円

年 月 日

ニセコ町長 様

住所  
申請者  
氏名 印

借入金返済証明書

借入金額 金 円  
現在残高 金 円  
借入年月日 年 月 日  
借入期間 年 月 日 ~ 年 月 日  
完済年月日 年 月 日  
返済に対する  
保証料の額 金 円  
返済残高 金 円

上記のとおりニセコ町中小企業特別融資規則による借入金を返済したことを証明する。

年 月 日

取扱金融機関名 印

年 月 日

ニセコ町中小企業特別融資保証料助成金交付請求書

ニセコ町長 様

一金 \_\_\_\_\_ 円也

ただし、ニセコ町中小企業特別融資保証料助成金として

住 所

氏 名

印

金融機関名 \_\_\_\_\_

支店名 \_\_\_\_\_ 支店

口座番号 普通・当座 \_\_\_\_\_

口座名義 \_\_\_\_\_